## 釧路川標茶地区水害タイムライン検討会 設置要綱

## (目的)

### 第1条

この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムラインを作成することを目的として 設置する「釧路川標茶地区水害タイムライン検討会」(以下、「検討会」という。)に関 する必要な事項を定めるものとする。

#### (実施事項)

#### 第2条

次の各号の事項に掲げる事項を実施する。

- 1 検討会参加機関を対象とした標茶地区における風水害に備えた「タイムライン (事前防災行動計画)」の作成に必要な検討。
- 2 その他、必要な事項。

### (検討会の構成)

#### 第3条

検討会の構成は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 検討会の組織の変更は、必要に応じ、検討会の同意を得て承認を得るものとする。
- 3 検討会に、座長を置くものとする。
- 4 座長はアドバイザー、参加機関の互選とする。
- 5 座長は、検討会を総括し、検討会を代表する。

### (会議の招集)

#### 第4条

検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関 等の出席を求め、意見を聴くことができる。

2 タイムライン作成後、フォローアップを行うための会議を標茶町の招集により開催することができる。

#### (会議の公開)

#### 第5条

検討会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、座長の判断により非公 開とすることができる。 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、北海道開発局釧路開発建設部ホームページに公開するものとする。

## (構成員の任期)

## 第6条

任期は、検討会の実施事項が完了するまでとする。

# (事務局)

# 第7条

事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、会議の運営に関するその他事務を処理する。

## (雑則)

# 第8条

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

#### (附則)

この要綱は、平成29年11月21日から施行する。

# 釧路川標茶地区水害タイムライン検討会 構成

# (アドバイザー)

髙橋清北見工業大学早川博北見工業大学松尾一郎東京大学大学院

## (参加機関)

標茶町

標茶消防署

標茶町土木建設業協会

釧路方面弟子屈警察署

陸上自衛隊第27普通科連隊

釧路総合振興局

釧路地方気象台

釧路開発建設部

標茶町市街地町内会のみなさま

# (事務局)

標茶町

釧路地方気象台

釧路開発建設部

# (オブザーバー)

釧路川外減災対策協議会構成員